



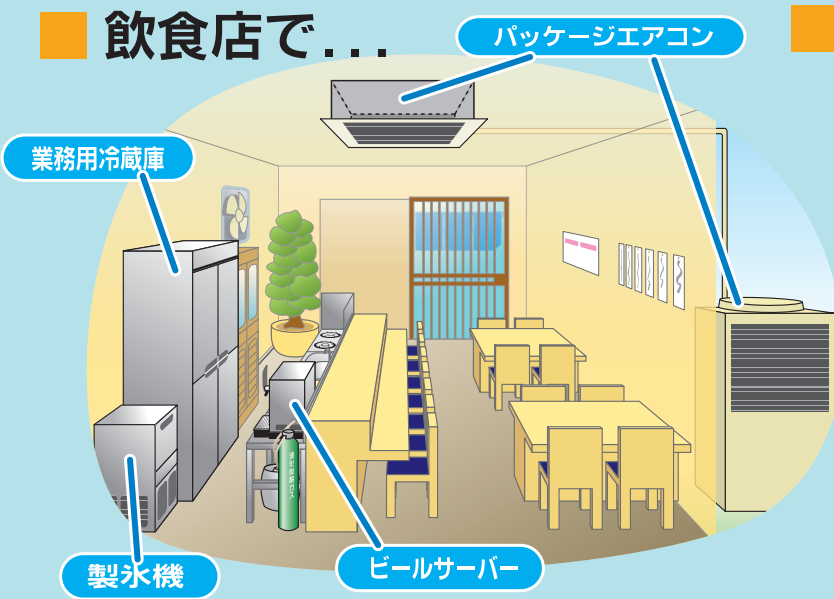
フロン排出抑制法に関するお知らせ

業務用の冷凍空調機器をお持ちではありませんか？

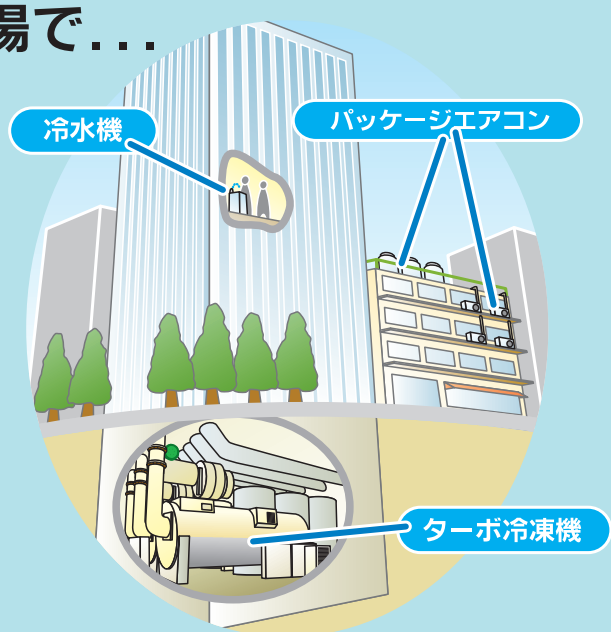
平成27年4月1日に、業務用の冷凍空調機器で冷媒として使用されるフロン類を規制するフロン排出抑制法が施行されます。業務用の冷凍空調機器を所有（管理）している方は、『定期点検』などを実施することが新たに義務づけられます。

●業務用の冷凍空調機器はこんなところに設置されています。

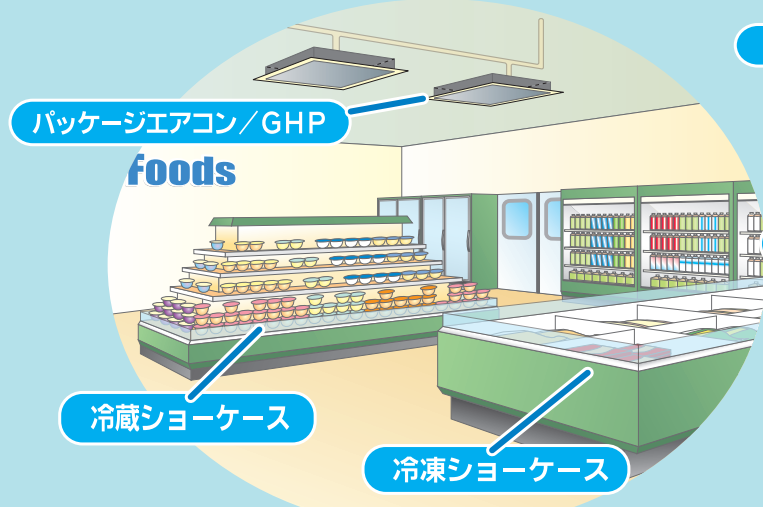
飲食店で...



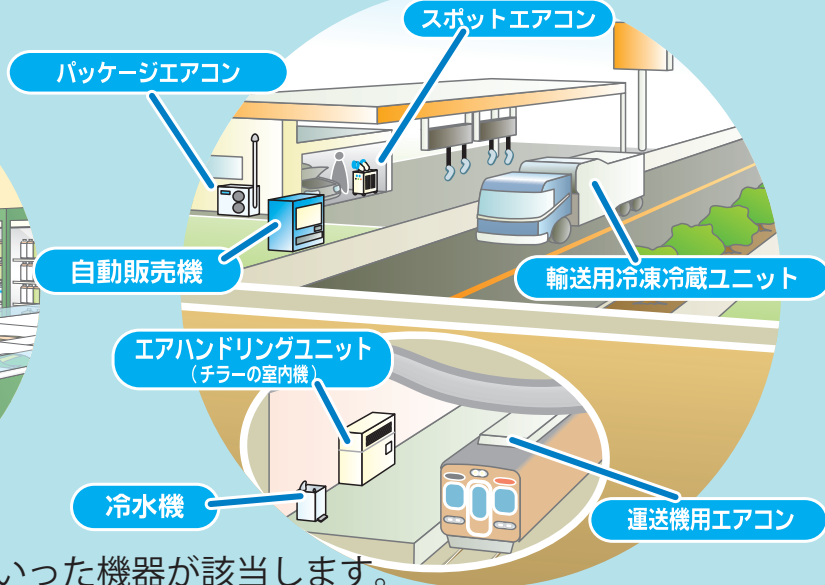
職場で...



スーパーで...



まちなかで...



■上記以外にもチラー、スクリー冷凍機といった機器が該当します。

チラー (チリングユニット)

冷媒が循環する一体型のユニットで冷水等をつくり、冷水を冷却の必要な所まで運んで冷却するシステムであり、水温コントロール、産業における機械加工のオイル冷却や空調等さまざまな用途に使用される。大きさも非常に小型のものから超大型のものまであり、ターボ冷凍機やスクリー冷凍機も原理的にはチラーである。

スクリー冷凍機

低温用から空調用まで幅広い使用が可能な冷凍機。冷蔵倉庫、冷凍プラントで使用され、空調にも使用されている。能力の範囲は、100~1000kW位まであり、ターボ冷凍機について中大規模物件での採用例が多い。冷却部へは水や不凍液で冷熱を運ぶ。

法対象の機器かを確認し点検整備記録簿を作成しましょう。

フロン類を使用した機器のうち、『**第一種特定製品**』にあたる業務用の冷凍空調機器が法の対象となります。 ※点検記録簿の様式は国が公開する予定としています。

●対象機器の確認方法



パッケージエアコン (第一種特定製品)
型式: ABCD0000ACD

電源 : 3Φ 200V
 圧縮機出力 : 15kW
 冷媒 : R410 9.0kg
 冷房能力 : 45.0kW

株式会社〇〇電器
 連絡先: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

◇『**第一種特定製品**』『**フロン回収・破壊法対象製品**』といった表示がある機器は法の対象です。

注意! 平成14年以前の機器にはこれらの表示がない場合があります。

表示が見当たらない場合などはメーカーや設備業者にお問合せください。

◇第一種特定製品をお持ちでしたら、圧縮機的能力、フロン類の冷媒番号・充填量などを把握しておきましょう。

第一種特定製品であれば点検を行い記録する必要があります。

◇第一種特定製品の管理者は、フロン類の漏洩等を早期に発見するため点検を行う必要があります。

◇**全ての機器は、3ヶ月に1度以上、自身で簡易定期点検をしましょう。**

詳しい点検内容は国が発行する「簡易点検の手引き」をご確認ください。点検業者に依頼することも可能です。

◇**大型機器^{*1}の管理者は、年1回以上^{*2}、有資格者^{*3}に定期点検を依頼しましょう。**

※1 圧縮機の出力が7.5kW以上の機器

※2 圧縮機の出力が7.5kW以上のエアコンは3年に1回以上

※3 冷凍空調機器に関し十分な知見を有するもの

(冷媒フロン取扱技術者、高圧ガス保安責任者(冷凍機械)など)



この値が7.5kW以上の機器が有資格者による点検の対象となります。

冷凍機		型式	
電源	3Φ 200V 50/60 Hz	設計圧力	高圧側 3.0 MPa 低圧側 1.7 MPa
冷媒	R404A	気密試験	3.0 MPa 1.7 MPa
温度	蒸発 -10℃ 加件 32℃	内容積	レシーバ 7.5 ℓ
運転電流	7.7/9.1 A	冷凍機油	FVC32D
始動電流	74/66 A	冷凍機油量	1.2 ℓ
消費電力	2.2/2.9 kW	製品質量	102 kg
電動機出力	圧縮機 1.5 kW 送風機 0.080 kW	製造番号	12345678
		製造年月	2014-05

◇管理者には、点検記録以外にも『**フロン類の漏えい量の報告^{*}**』等の義務があります。詳しくはホームページをご確認ください。

※算定漏えい量が、CO2換算で1000tを超えた場合のみ)